

都市計画運用指針改正（新旧対照表）

（Ⅳ－２－１．Ｄ．１８ 生産緑地地区）

改 正 後	現 行
<p>18. 生産緑地地区</p> <p>1～3（略）</p> <p>4. 農地等の管理に関する措置</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p><u>（3）遊休農地対策の強化に伴う農業委員会等との連携</u></p> <p><u>農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）により、遊休農地対策が強化され、生産緑地を含む全ての農地について農業委員会が利用状況の調査を行い、農業上の利用の増進を図るため必要な指導等を実施することとなった。遊休農地対策は、生産緑地を農地等として適正に管理することに寄与するものであることから、各地方公共団体の都市計画担当部局は、農業担当部局、農業委員会等が調査、指導等を実施するにあたり十分に連携に努めることが望ましい。</u></p> <p>（4）（略）</p>	<p>18. 生産緑地地区</p> <p>1～3（略）</p> <p>4. 農地等の管理に関する措置</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p>